

## 関市廃棄物減量等推進審議会

## 一般廃棄物処理基本計画の見直しについて

## 1. 一般廃棄物処理計画とは

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために市町村ごとに定める行動計画です。

市町村は、廃棄物処理法第 6 条第 1 項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければなりません。

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定める基本計画と、基本計画を実施するために必要な各年度の事業について定める実施計画から構成されています。

関市では、令和 3 年 3 月に策定した現基本計画に基づき、一般廃棄物の減量・資源化と適正処理が進められています。

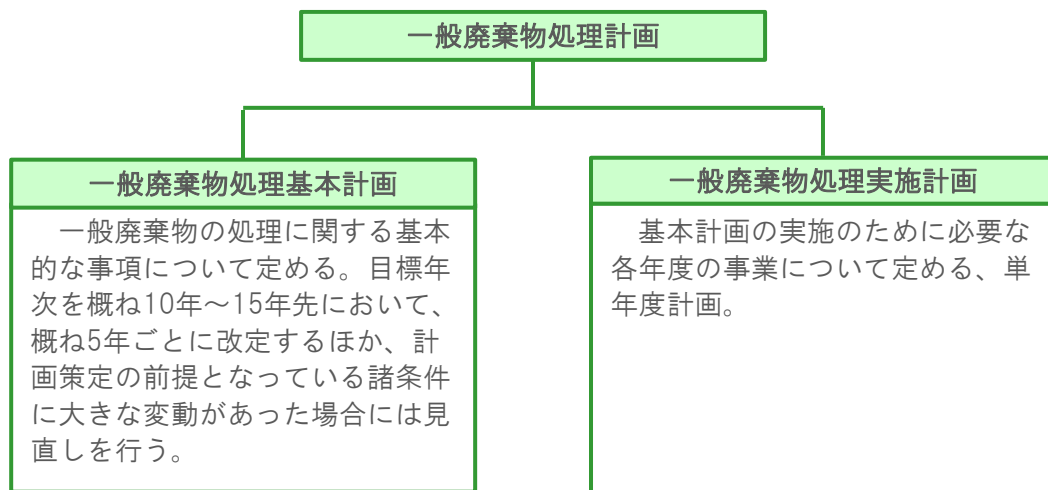


図 2-1 一般廃棄物処理計画の構成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）

（一般廃棄物処理計画）

第六条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 六 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項

3 市町村は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第四項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。

4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

---

廃棄物とは？：自ら利用や他人に有償で譲り渡すことができないために不要になったもの

廃棄物の区分：一般廃棄物と産業廃棄物に分類される

一般廃棄物とは？：産業廃棄物以外の廃棄物

産業廃棄物とは？：事業活動によって生じる廃棄物のうち、法令で定める 20 品目

## 2. 計画の範囲

廃棄物の種類と本計画の範囲は図 2-2 に示すとおりです。

廃棄物は一般廃棄物と産業廃棄物に区分され、これらの処理において市町村が統括的な責任を有する一般廃棄物に関する事項が本計画の範囲となります。

なお、本審議会では一般廃棄物のうちごみに関する部分について審議を行います。

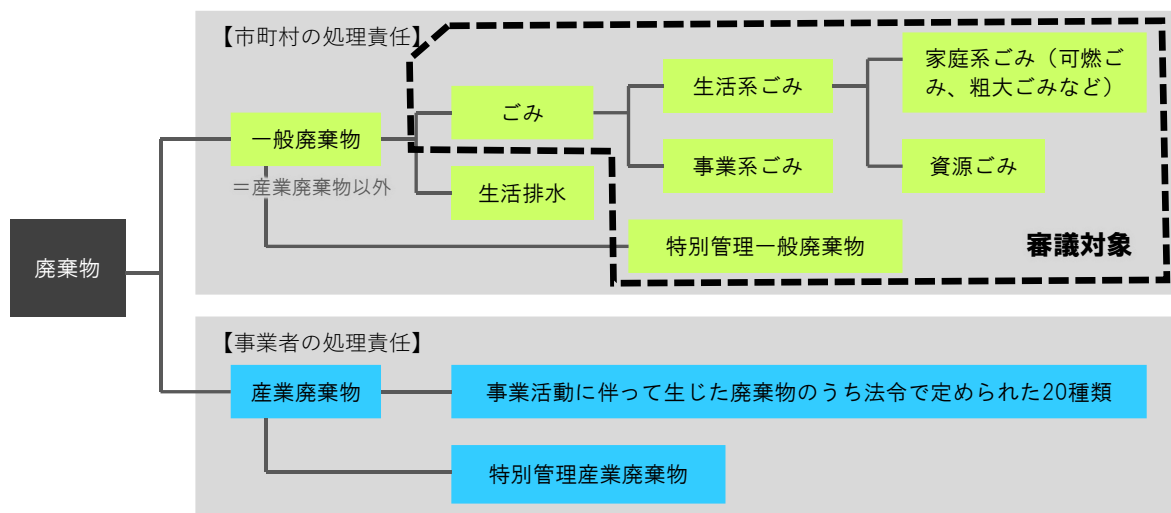


図 2-2 廃棄物の種類と計画の範囲

## 3. 計画の期間

一般廃棄物処理基本計画は、目標年次を概ね 10 年から 15 年先において、概ね 5 年ごとに改訂するほか、計画策定の諸条件に大きな変動があった場合には見直しを行います。

令和 3 年 3 月に策定した現計画が、策定から 5 年が経過し中間見直しの時期となったため、第 2 次関市一般廃棄物処理計画（中期計画）に改訂します。

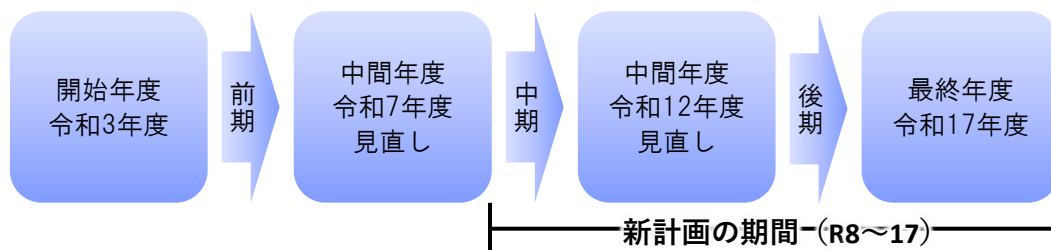


図 2-3 計画の期間

#### 4. 計画見直しのスケジュール

##### (ア) 廃棄物減量等推進審議会

3回の審議会開催を予定しています。

##### (イ) パブリックコメント

関市では、市が重要な政策を進めるにあたり、あらかじめ計画の案や条例の案とその趣旨などを公表し、広く市民のみなさまや関係者から意見や情報をいただき、その意見などに対する市の考え方を明らかにするとともに、意見などを考慮のうえ、政策について最終的な決定を行う手続として、パブリックコメント制度を設けています。

本計画は、関市パブリックコメント手続実施要綱に定められた「個別の分野における施策の基本的な事項を定める計画」に該当するため、パブリックコメントを実施する必要があります。

パブリックコメントは、計画案に対して30日以上の期間意見を募集します。

表 2-4 策定スケジュール

| 年月     | 項目        | 内容                                |
|--------|-----------|-----------------------------------|
| 令和7年9月 | 第1回審議会    | ・ 諮問<br>・ 現計画の施策実施状況検証<br>・ 施策の判断 |
| 11月    | 第2回審議会    | ・ 計画書素案                           |
| 12月～1月 | パブリックコメント | ・ 30日以上                           |
| 令和8年1月 | 第3回審議会    | ・ パブリックコメント結果<br>・ 計画書最終案         |
| 3月     | 答申        |                                   |

表 2-5 産業廃棄物の種類と具体例

|               |    | 種類                                 | 具体例                                                                      |
|---------------|----|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| あらゆる事業活動に伴うもの | 1  | 燃え殻                                | 石炭がら、焼却炉の残灰、炉清掃排出物、その他焼却残さ                                               |
|               | 2  | 汚泥                                 | 工場廃水等処理汚泥、各種製造業の製造工程で生じる泥状物、建設汚泥、下水道汚泥、浄水場汚泥 など                          |
|               | 3  | 廃油                                 | 鉱物性油、動植物性油、潤滑油、絶縁油、洗浄油、切削油、溶剤、タールピッチ等                                    |
|               | 4  | 廃酸                                 | 写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸、各種の有機廃酸類等すべての酸性廃液                                         |
|               | 5  | 廃アルカリ                              | 写真現像廃液、廃ソーダ液、金属せっけん廃液等すべてのアルカリ性廃液                                        |
|               | 6  | 廃プラスチック類                           | 合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず（廃タイヤを含む）等固形状・液状のすべての合成高分子系化合物                       |
|               | 7  | ゴムくず                               | 生ゴム、天然ゴムくず                                                               |
|               | 8  | 金属くず                               | 鉄鋼または非鉄金属の破片、研磨くず、切削くず等                                                  |
|               | 9  | ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず             | ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製造くずなど                                           |
|               | 10 | 鉱さい                                | 鋳物廃砂、電炉等溶解炉かす、ボタ、不良石炭、粉炭かす等                                              |
|               | 11 | がれき類                               | 工作物の新築、改築または除去により生じたコンクリート破片、アスファルト破片その他これらに類する不要物                       |
|               | 12 | ばいじん                               | ばい煙発生施設において発生するばいじん、集じん施設によって集められたもの                                     |
| 特定の事業活動に伴うもの  | 13 | 紙くず                                | 建設工事（工作物の新築、改築又は除去など）から発生したもの、パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業から発生したもの |
|               | 14 | 木くず                                | 建設工事（工作物の新築、改築又は除去など）から発生したもの、木材又は木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材卸売業から発生したもの          |
|               | 15 | 繊維くず                               | 建設工事（工作物の新築、改築又は除去など）から発生したもの                                            |
|               | 16 | 動植物性残渣                             | 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業などで、原料として使用された動物性又は植物性の固形状の不要物                        |
|               | 17 | 動物系固形不要物                           | と畜場で処分した獣畜、食鳥処理場で処理をした食鳥など                                               |
|               | 18 | 動物のふん尿                             | 畜産農業を営む過程で発生した動物のふん尿                                                     |
|               | 19 | 動物の死体                              | 畜産農業を営む過程で発生した動物の死体                                                      |
| 20            |    | 以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの |                                                                          |

表 2-6 関市の廃棄物行政の歩み

| 年月          | 内容                                                                                |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 24 年     | ・ ごみ処理場建設。荷車によるごみ収集開始                                                             |
| 35 年        | ・ オート三輪 2 台による市街地ごみ収集開始                                                           |
| 41 年        | ・ ごみ収集にステーション方式を導入                                                                |
| 45 年 4 月    | ・ 肥田瀬埋立処分場（安定型処分場）開設                                                              |
| 46 年 4 月    | ・ 中濃地域広域行政事務組合設立                                                                  |
| 48 年 10 月   | ・ 不燃物処理施設運転開始（組合）                                                                 |
| 52 年 4 月    | ・ 可燃物焼却施設運転開始（組合）                                                                 |
| 58 年 4 月    | ・ 最終処分場埋立開始（組合）                                                                   |
| 61 年 4 月    | ・ 関市リサイクル推進協議会発足<br>・ カン・ビンの分別収集開始                                                |
| 平成元年 4 月    | ・ 粗大ごみ処理施設運転開始（組合）                                                                |
| 3 年 8 月     | ・ 関市ごみ問題対策委員会設置                                                                   |
| 4 年 2 月     | ・ 関市ごみ問題市民会議設置                                                                    |
| 9 月         | ・ ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱施行<br>・ 関市資源集団回収事業奨励金交付要綱施行                           |
| 5 年 11 月    | ・ 生ゴミ発酵促進剤の購入補助開始                                                                 |
| 7 年 10 月    | ・ 食品トレイ、発泡スチロール、牛乳パックの分別収集開始<br>・ 関市生活廃水対策資材普及事業奨励金交付要綱施行<br>・ 食用廃油回収開始（廃油石けんの製造） |
| 8 年 10 月    | ・ 指定ごみ袋制度と一定量以上有料化方式の導入                                                           |
| 9 年 4 月     | ・ ペットボトル、新聞、雑誌、段ボール、古着の分別収集開始                                                     |
| 10 年 1 月    | ・ 肥田瀬埋立処分場への焼却灰等の受入中止<br>・ 肥田瀬埋立処分場から焼却灰等搬出                                       |
| 4 月         | ・ 関市ポイ捨て等防止条例施行<br>・ 焼却灰の収集開始<br>・ 清潔なまちづくり推進指導員設置                                |
| 11 年 4 月    | ・ プラスチックごみ分別収集開始                                                                  |
| 12 年 9 月    | ・ 肥田瀬埋立処分場への搬入制限開始（一般家庭から排出される土砂、陶磁器くずの直接搬入に限る）                                   |
| 12 月        | ・ 容器包装リサイクル法に係るその他プラスチック容器包装の分別収集開始                                               |
| 平成 13 年 4 月 | ・ 家電 4 品目（テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機）リサイクル法施行開始                                             |
| 14 年 3 月    | ・ 廃食油の回収廃止                                                                        |
| 12 月        | ・ 新ごみ焼却（ガス化溶融）施設稼働開始（組合）                                                          |

| 年月         | 内容                                                                                     |
|------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 15 年 3 月   | ・クリーンプラザ中濃に名称変更（組合）<br>・新ごみ焼却（ガス化溶融）施設及びリサイクルプラザ完成（組合）                                 |
| 10 月       | ・家庭系パソコンリサイクル開始                                                                        |
| 16 年 4 月   | ・指定ごみ袋制度一部改正（年間基準枚数見直し及びプラスチック製容器包装ごみ袋の有料化：1 枚 5 円）<br>・関市ごみ減量化に係る処理装置の設置に関する補助金交付要綱廃止 |
| 17 年 2 月   | ・関市及び武儀郡 5 町村合併                                                                        |
| 18 年 3 月   | ・関市一般廃棄物処理基本計画策定                                                                       |
| 19 年 2 月   | ・廃食用油から BDF（生物由来油から作られるディーゼルエンジン用燃料）を精製、清掃事務所塵芥収集車 1 台に供給開始                            |
| 20 年 9 月   | ・レジ袋有料化開始                                                                              |
| 22 年 6 月   | ・関市バイオマスタウン推進協議会設立                                                                     |
| 24 年 11 月  | ・肥田瀬埋立場、埋立終了                                                                           |
| 26 年 4 月   | ・プラスチック容器包装類の分別収集廃止<br>・使用済小型家電のボックス回収開始                                               |
| 7 月        | ・関市型ダンボールコンポスト「グリーンダンボくん」販売開始                                                          |
| 27 年 4 月   | ・関市ごみ集積場整備事業補助金交付要綱施行                                                                  |
| 28 年 4 月   | ・関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例一部改正（家庭ごみの有料化実施）<br>・全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会に参加                       |
| 30 年 3 月   | ・関市災害廃棄物処理計画策定                                                                         |
| 7 月        | ・平成 30 年 7 月豪雨災害発生（災害廃棄物の処理）                                                           |
| 令和元年 5 月   | ・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」導入                                                                      |
| 10 月       | ・リネットジャパン(株)（現：リネットジャパンリサイクル(株)）との「連携と協力に関する協定」を締結（宅配便を利用した小型家電回収）                     |
| 2 年 1 月    | ・蛍光管、乾電池の拠点回収開始                                                                        |
| 4 月        | ・紙類・古着の分別収集廃止                                                                          |
| 10 月       | ・インクカートリッジの拠点回収開始                                                                      |
| 令和 3 年 3 月 | ・(株)ジモティとのリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結<br>・第 2 次関市一般廃棄物処理基本計画策定                         |
| 4 月        | ・資源ごみ集団回収事業の対象品目に雑紙を追加、奨励金を増額                                                          |
| 4 年 2 月    | ・ゼロカーボンシティ宣言                                                                           |
| 5 年 3 月    | ・第 2 期関市環境基本計画策定                                                                       |
| 6 年 7 月    | ・家庭用一般廃棄物のクリーンプラザ搬入許可のオンライン申請開始                                                        |
| 10 月       | ・粗大ごみ回収のオンライン申請開始                                                                      |